

自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 自衛隊法施行令の一部改正（第一条関係）

一 陸上自衛隊の師団及び旅団の編成を改めること。（第十条及び第十二条の二関係）

二 陸上自衛隊石垣駐屯地を新設し、その名称及び位置を定めること。（別表第七関係）

第二 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正（第二条関係）

新設される陸上自衛隊石垣駐屯地を特地方官署とすること。（別表第六関係）

第三 施行期日（附則関係）

この政令は、令和五年三月十六日から施行すること。（附則関係）